

ミネラルウォーター類の製造基準 項目内訳

⑦殺菌または除菌を行っていない製品（容器包装内の二酸化炭素圧力が 20°Cで 98kPa 以上）の製造基準

⑧殺菌または除菌を行っていない製品（容器包装内の二酸化炭素圧力が 20°Cで 98kPa 未満）の製造基準

⑨殺菌または除菌を行っている製品の製造基準

項目名	⑦	⑧	⑨	基準値
芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌		○		陰性であること
腸球菌		○		陰性であること
緑膿菌		○		陰性であること
大腸菌群	○	○	○	陰性であること
細菌数	○	○※	○	100以下/mL

※原水では細菌数が5以下/mLであること

また原水の検査とは別に、容器包装詰め直後の製品について細菌数が20以下/mLであるかの追加検査が必要です